

鳥取県東部圏域がん対策推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県東部圏域がん対策推進会議（以下「地域会議」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 地域会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) がん予防の推進やがん検診受診率向上に向けた具体的取組に関する事項
- (2) がん予防の推進やがん検診等の現状と課題に関する事項
- (3) その他がん対策推進のために必要な事項

(組織)

第3条 地域会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、任命された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 地域会議は、東部福祉保健事務所長が招集し、年2回程度開催するものとする。

- 2 座長は東部福祉保健事務所長が指名した者とし、地域会議を進行する。

(庶務)

第6条 地域会議の庶務は、東部福祉保健事務所健康支援課において行う。

(会議報告)

第7条 地域会議を開催した場合は、その協議内容を他の地域会議の事務局及び健康政策課に報告する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域会議の運営に関して必要な事項は、別途、鳥取県がん対策推進会議が定める。

附 則

この要綱は平成25年10月11日から施行する。

この要綱は平成29年8月7日から施行する。